

報告（１）

令和４年第２回水戸市議会定例会質問及び答弁内容等について

１ 会期

令和４年６月６日(月)から６月２１日(火)まで １６日間

２ 本会議の状況

(１) 発言通告の状況（教育委員会所管分）

区分	代表質問	一般質問
発言通告（全体）	５会派（６会派）	８議員（１７議員）

(２) 質問及び答弁内容 項目 件

区分	質問内容
学校教育部門 (16項目18件)	小中学校等におけるマスク着用について※（１件） 部活動について※（１件） 不登校及び学習障がいについて※（１件） 学校施設の利活用について※（２件） 学校給食について※（１件） オンライン授業について※（１件） 学校体育館について（１件） AEDについて（１件） 通学路について（２件） 交通安全指導について（１件） 遠距離通学児童について（１件） NIE教育について（１件） 水泳授業について（１件） 学校プールについて（１件） チームとしての学校について（１件） 国田義務教育学校の成果と及び飯富小学校・中学校の一体整備について（１件）
社会教育部門 (3項目4件)	家庭教育について※（１件） 水戸城周辺の環境整備について（１件） 図書館について（２件）

※は、代表質問の質問内容が含まれている項目

(3) 質問及び答弁要旨

代表質問	
質問者：公明党水戸市議会 高倉 富士男	答弁者：市長，教育長
1 市長の政治姿勢について	
(2) 新型コロナウイルス感染症対策について	
イ 小中学校，幼稚園，保育所等におけるマスク着用の考え方について	
質問内容：小中学校等におけるマスク着用について	担当課：学校保健給食課
【質問要旨】	
<p>政府は、マスク着用に関する見解を発表し、「マスクが必要ない」とする場面などを明確にした。これから夏場にかけて熱中症のリスクも高まることが懸念される。自分ではマスクの有無の判断が難しい子供もいると思うが、小中学校等においては、具体的にどのように対応するのか伺いたい。また、保護者等への周知についても伺いたい。</p>	
【答弁要旨】 市長答弁	
<p>次に、小中学校，幼稚園，保育所等におけるマスク着用の考え方についてお答えいたします。</p> <p>はじめに、小中学校におけるマスク着用についてでございますが、各学校におきましては、新型コロナウイルスへの感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続するために、国の衛生管理マニュアルや県のガイドラインに基づき、毎朝の検温をはじめ、マスクの着用、手洗い、適正な換気など、基本的な感染症対策を徹底しているところでございます。</p> <p>そのような中、議員御指摘のとおり、令和4年5月に国から、学校生活における児童生徒等のマスクの着用についての留意点が示され、さらに、先週の金曜日には、特に熱中症のリスクが高くなる夏季におけるマスクの着用について、改めて通知があったところでございます。</p> <p>これらの内容としましては、現在の衛生管理マニュアルの記載及びその取扱いを変更するものではなく、これまでどおり、マスクの着用は、基本的な感染症対策の一つとしつつ、マスクの着用が不要な場面を明確化したものとなっております。具体的には、体育の授業や運動部活動の活動中、熱中症リスクが高い夏場における登下校時などでは、マスクの着用の必要はないとされております。</p> <p>私は、特に、これから気温や湿度が上昇する夏季を迎えるにあたり、児童生徒が適切にマスクを外すことが、熱中症対策としても重要であるとともに、小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子どもには、大人が積極的に声かけをすることが必要であると考えております。</p> <p>そのため、各学校においては、既に全小中学校に整備したエアコンを、十分な換気のもと活用するとともに、暑さ指数等が高い日は、様々な場面に応じて熱中症対応を優先し、マスクの着脱を臨機応変に行うよう、児童生徒に指導することとしております。</p> <p>さらに、マスクの着脱について、保護者に御理解や御協力をいただくことが重要であることから、各学校から保護者へ文書やリーフレットを配付するなど、周知を図ったところでございます。</p> <p>一方、様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒もいることから、各学校においては、そのような児童生徒が周囲から誤解されたり、心ない批判を受けることのないよう、適切な対応に努めるとともに、保護者にも御理解を求めてまいります。</p>	

次に、幼稚園、保育所等におけるマスク着用につきましては、オミクロン株への対応として、本年2月から、可能な範囲で一時的に、2歳以上の未就学児のマスク着用を奨めてまいりました。

しかし、改めて国からの通知で、「児童どうしの距離にかかわらず、マスク着用は一律に求めないこと」が示されたため、市内の幼稚園、保育所等に周知し、変更に伴う対応の徹底を求めたところでございます。

今後につきましても、すべての子どもたちが学校や幼稚園、保育所等での生活を、安全安心で快適に過ごすことができるよう、手洗いや換気などの基本的な感染症対策の徹底を図りながら、適切なマスクの着用の指導に努めてまいります。

代表質問

質問者：魁，水戸 後藤 道子

答弁者：教育長

1 教育行政について**(1) 部活動の在り方について****ア 国の方針と本市の方針についての見解と部活動の位置づけについて****イ 部活動は教育活動の一環であると考え、本市の見解は。**

質問内容：部活動について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

国では、部活動指導を教員の働き方改革の一環として外部のスポーツ施設や地域へ委託する方向としている。国や県の方針を受けた本市の取組と、部活動の位置づけについて伺いたい。

学校の授業と部活動を両立し文武両道の心を養い、心と体を成長させるのが日本の教育の在り方だと考える。部活動を外部委託することで、学校教育と部活動の連携が図れるのか心配であるが、本市の考えを伺いたい。

【答弁要旨】教育長答弁

後藤議員の教育行政についての代表質問のうち、部活動の在り方についてお答えいたします。

はじめに、国や市の方針と部活動の位置づけについてですが、部活動は、学習指導要領において、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連を図られるよう留意することと示されており、顧問である教員が指導を行っております。

しかしながら、顧問である教員の中には、担当している部活動の競技経験等がない者もいることや、土日の活動など、勤務時間外にも活動が行われ、教員の長時間勤務の大きな要因となっております。

このため、平成30年3月、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定を受け、本市では平成30年7月に「水戸市運動部活動の活動方針」を策定し、令和元年9月には文化部活動も含めた部活動の活動方針に改定しております。

主な内容は、平日と休日にそれぞれ1日、週当たり2日以上以上の休養日を設けること、1日の活動時間を平日2時間程度、休日3時間程度とすること、原則として朝の活動は行わないことを明記しております。これにより生徒にとっては、部活動とそれ以外の活動との時間の使い方にメリハリを付けられるようになり、教員にとっては、授業の準備や教材研究、自己研鑽等の時間の確保につながったものと考えております。

本年6月6日にスポーツ庁の運動部活動の地域移行に関する検討会議において提言が取りまとめられ、改革の方向性として、休日の運動部活動について段階的に地域移行していくことを基本とすること、地域移行の目標時期を令和5年度から令和7年度末を目途にすること、地域におけるスポーツ機会の確保等が示されました。

さらに、新たなスポーツ環境を構築するために、地域の実情に応じ多様なスポーツ団体等が実施主体になることを想定することや、スポーツ指導員として、部活動指導員の活用や教員等の兼職兼業、地域のスポーツ団体等と連携した人材バンクの設置などの必要性が示されました。

本市では、令和3年度から双葉台中学校が地域運動部活動推進事業のモデル校として指定を受

け、実践研究を行っております。また、部活動指導員をすべての中学校に配置し、生徒の専門的
技能の向上にとどまらず、練習に臨む心構えや、けがの未然防止に向けた指導など、学校の教員
と連携しながら、生徒が心身ともに成長するための支援をしております。

さらに、提言では、学習指導要領における部活動に係る規定を抜本的に見直すことの必要性も
示されました。例えば、部活動の意義や、学校教育の一環として教育課程との関連を図ること
についての規定を削除することや、学校の運動部活動と地域のスポーツ機会の両方が存在する移行
期において、地域のスポーツ等の環境が整備されるまでの間は、中学校等に設置・運営される部
活動の規定であることを明確化することなども考えられるとしております。

しかしながら、議員御指摘の運動部活動を地域移行することで、学校教育と部活動の連携が図
れるかということについては、地域への移行期には、生徒の心身の健全な育成のために、教員は
外部のスポーツ指導者等と、情報を共有し、生徒との関わり合い方や技能面の指導などについて、
一貫性のある部活動指導ができるようにしてまいります。また、地域移行後においても、学校が
家庭や地域などと連携していくことが重要であると認識しております。

今後におきましても、国や県の動向、本市の地域運動部活動推進事業の実践検証の結果も踏ま
えながら、学校がスポーツ団体や指導者等と十分に連携を図り、生徒にとって望ましいスポーツ
環境の構築に努めてまいります。

(2) 不登校対策及び学習障がい児童、生徒に対する教育の充実について

ア 不登校についての本市の取組等について

イ 学習障がい児童、生徒に対する通級について

質問内容：不登校及び学習障がいについて

担当課：教育研究課

【質問要旨】

教育の機会の多様化において、不登校特例校やフリースクールが求められているが、本市の取
組について伺いたい。

学習障害の児童生徒に対する支援として、通級指導教室の充実が求められているが、本市の見
解を伺いたい。

【答弁要旨】 **教育長答弁**

次に、不登校対策及び学習障がい児童、生徒に対する教育の充実についてお答えいたします。

不登校児童生徒は水戸市においても増加傾向にあり、学校に登校できない児童生徒の自立をど
う支えていくかについては、喫緊の課題であると認識しております。

はじめに、不登校児童生徒への本市の取組等におきましては、不登校児童生徒に対して、児童
生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すという考え方にに基づき、不
登校児童生徒一人一人に寄り添いながら個別の状況に応じた支援を行っております。

本市では、総合教育研究所に「教育相談室」を設置し、不登校等、教育上の諸問題について来
所や電話による相談を行っております。また、適応指導教室「うめの香ひろば」では、対象学年
を昨年度までの小学5年生以上から今年度は小学3年生以上と拡充し、相談員を増員いたしまし
た。不安や悩みを抱える児童生徒に対して、安心して通級できるよう丁寧にに関わりながら、個別
学習への支援や少人数での体験活動を行っております。

また、家庭内の問題が原因で不登校になる児童生徒に対して、教育の分野に関する知識に加え、
福祉の専門家でもあるスクールソーシャルワーカーを、今年度から本市独自に配置し、各学校へ
の巡回訪問や支援が必要な家庭に対して家庭訪問を行っており、不登校傾向が改善される事例も

見られます。

議員ご指摘の不登校特例校につきましては、不登校児童生徒の実態に配慮し、人との関わりを大切にコミュニケーションの時間を設けるなどの、特別の教育課程を編成できる特例校として、令和4年4月現在、全国に公立の小中学校として12校設置されています。今後、先進的な取組を行っている自治体についてその成果や問題点等について調査してまいります。

また、フリースクールについては、不登校児童生徒に対し、学習活動、教育相談、体験活動などを行っている民間施設であり、本市においても、不登校児童生徒が社会的自立に向けた支援を受けている現状がございます。文部科学省から出された「民間施設についてのガイドライン（試案）」には、フリースクール等の民間施設で行われる相談・指導の在り方や、指導スタッフ、施設や設備等について記されており、児童生徒や保護者がフリースクール等を選ぶ際のひとつの目安が示されています。今後は、目安となる要件をより明確に示した、水戸市版のガイドラインを作成し、不登校児童生徒がよりよい環境での支援が受けられるよう、居場所づくりに取り組んでまいります。

次に、学習障がいのある児童生徒に対する教育の充実についてお答えいたします。

学習障害は、全般的に知的発達の遅れがないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するといった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力について困難を示すものであり、一人一人の特性に応じた支援を行うことは、大変重要であると認識しております。

本市においては、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、その障害の特性に応じて、特別の指導を受けることができる通級指導教室を設置し、個別の教育的ニーズに応じた支援を行っております。令和3年度、浜田小学校に学習障害の児童を対象としたLD/ADHD通級指導教室を開設し、現在7名の児童が通級しております。通級指導教室での支援を受けることで、自分に合った学習の進め方を学び、通常の学級でも落ち着いて学習に取り組めるようになった児童もおります。今後も、保護者のニーズも踏まえ、LD/ADHD通級指導教室の中学校での開設に向けて、県への要望を進めてまいります。

また、今年度から新たに配置した特別支援教育専門員が、より専門的な見地から保護者との面談や教員への助言、援助を行いながら、学校や保護者の様々なニーズに対応しております。

さらに、全ての教員が学習障害を理解し、配慮が必要な児童生徒に対して、適切な支援方法を身に付けることは、教員の資質として、大変重要であると認識しております。そのため、本市においては、特別支援学級担当者を対象とした研修をはじめ、初任者研修、教員6年目、12年目の中堅教諭を対象とした研修において学習障害を含めた特別支援教育に関する研修を開催し、教員の資質向上を図っております。

今後とも、学習障害をもつ児童生徒が一人一人の特性に応じた学びが進められるよう、支援してまいります。

(3) 家庭教育の必要性と本市で行っている家庭教育の取組と成果について

質問内容：家庭教育について

担当課：生涯学習課

【質問要旨】

共働きが増え、家庭教育に十分な時間を費やすことができない世帯が増えている。企業においても、有給を取得しやすいように、行政が企業に対して働きかけをしていくことも大切であると考え。また、乳幼児期における家庭教育が人間を作るうえで重要であると考え、本市では、家庭教育の充実に向けて、これまでどのような取組を行ってきたのか、また、その効果について伺いたい。

【答弁要旨】 **教育長答弁**

次に、家庭教育に関する御質問についてお答えいたします。

幼少期における家庭教育は、生活のために必要な習慣や自立心、規範意識等を身に付けさせるものであり、その後の学校教育や社会生活において極めて重要であると認識しております。

そのため、本市におきましては、幼少期の子どもを持つ保護者を対象として、子どもとの接し方講座や親子のふれあい教室、家庭教育講演会などを「家庭教育強化事業」として位置づけ、各市民センターにおいて実施しております。

また、父親が家庭教育に取り組めるよう、昨年度から、父親と2歳児を対象とした「パパといっしょに夢らんど」を開催し、運動遊びやアート遊びなど親子で触れ合う講座とあわせ、子どもとの関わり方について、講師の方に相談する場も設けました。

さらに、今年度、子育て中の保護者が育児について学び、保護者同士で意見交換をする機会を設けることにより、家庭教育について考える「ほっとひといきママたいむ」を7月から開始することといたしました。

「夢らんど」に参加した保護者からは、「子育てのアドバイスが参考になった。」、「子育てについての考え方や、子どもとの接し方を学ぶことができた。」、「幼少期の大切さを学ぶことができた。」などの感想を多くいただき、家庭教育の一助となったことを実感しております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、家庭教育の時間の確保が困難になっている共働き家庭や、ひとり親家庭が増加するなどの課題も生じており、働く場でのワーク・ライフ・バランスの取組が重要であります。そこで、本市においても、休暇の取得や長時間労働等の削減による働き方の見直し、育児休業等の取得促進について、企業向けに研修会を開催し、誰もが働きやすい職場環境を実現できるよう取り組んでいるところです。

さらに、近年、地域のつながりの希薄化などもあり、様々な課題を抱えつつ、地域から孤立し、自ら相談の場にアクセスすることが困難な家庭など、家庭教育に関する支援が届きにくい家庭への対応の必要性も一層高まっております。

そのため、本市におきましては、平成30年度から、家庭でのしつけや子どもとの関わり方などに不安や悩みを抱え、支援を必要とする家庭に家庭教育支援員を派遣し、個別相談や情報提供等を行う訪問型家庭教育支援事業を行っております。

昨年度は42世帯から相談を受け、相談を受けた中には、子どもの生活が不規則で、週に1、2回しか登園できていない家庭に対し、生活リズムの大切さを伝えるとともに、子どもとの接し方について助言し、幼稚園とも連携して支援したところ、子どもの生活状況が改善し、毎日登園できるようになるなど、効果的な支援ができた事例もございました。

さらに今年度は、モデルケースとして市内1小学校区の1年生のいる全世帯を訪問し、真に支

援を必要とする家庭を把握した上で、積極的な支援につなげてまいります。

今後につきましても、各事業の拡充を図りながら、子どもたちの健やかな育ちの基盤である家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育の充実に向けた施策を積極的に推進してまいります。

代表質問

質問者：誠和会 安藏 栄

答弁者：教育長

2 教育行政について**(1) 学校施設の利活用の在り方について****ア 学校施設の地域利用の考え方について****イ 学校職員の学校施設内駐車について**

質問内容：学校施設の利活用について

担当課：学校施設課

【質問要旨】

子供たちの教育の場であるとともに、地域の拠点ともなっている学校施設が、どのように地域の活動に利用されているのか伺いたい。また、学校施設の長寿命化改良事業等により、学校敷地が一時的に狭あい化している学校もあり、地域の活動に対する配慮も必要と考えるが、見解を伺いたい。

本市では、公共施設の敷地を職員等が通勤のために駐車場として使用する場合、車両1台あたり月額2,000円を徴収している。しかしながら、県で給与を負担している教職員は駐車場使用料を免除されており、公平性の観点からすると問題ではないかと考える。財源確保の観点からも、こうした状況にどう対応していくのか伺いたい。

【答弁要旨】 教育長答弁

安藏議員の教育行政についての代表質問のうち、学校施設の利活用の在り方についてお答えいたします。

はじめに、学校施設の地域利用の考え方についてですが、学校は、児童生徒の教育の場であるとともに、地域活動の場や避難所となるなど地域コミュニティの核としての性格も有していると認識しております。

現在、本市の学校施設は、夜間開放やスポーツ少年団の活動、子供会活動、さらには、地域のお祭りや市民運動会など、様々な活動の場として利用されております。

また、本市では、全校に学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティスクールを導入しており、学校と保護者、地域住民が地域の課題を共有し、一体となって児童生徒の育成や特色ある学校づくりに努めているところです。

このことから、地域の方々に学校施設を利用していただくこと、特に、地域のお祭りや市民運動会において、学校を活用していただくことは、地域の方々が、学校を身近に感じるとともに、地域コミュニティの醸成のための良い機会であると考えております。

一方、本市の学校施設は、老朽化が進行し、長寿命化改良事業等大規模な工事を要する学校が、多数ございます。

大規模な工事にあたっては、仮設校舎や臨時駐車場等が必要となるため、グラウンドの使用可能範囲が狭まることや、体育館が長期間使用できなくなるという状況もございます。

そのため、学校と十分に協議をしたうえで、仮設校舎や臨時駐車場などの規模や配置等を決定しており、その内容については、学校を通じて保護者や地域の方々に周知し、御協力をいただいているところでございます。

今後とも、大規模な工事に伴い、仮設校舎や臨時駐車場等を設置する場合には、学校運営や地域の利用への影響をできるかぎり抑える計画とするなど、地域の方々の工事等への御理解と御協力

をいただけるよう配慮してまいります。

次に、学校職員の学校施設内駐車についてお答えいたします。

本市では、平成18年度から、職員等が通勤のために行政財産を駐車場として使用する場合、水戸市行政財産使用料徴収条例に基づき、車両1台あたり月額2,000円を徴収しております。

一方、県で給与を負担している教職員が、行政財産を駐車場として使用する場合の使用料につきましては、茨城県の自家用車の公務利用に関する取扱要項に基づき、個人所有車両について公用車指定がなされていることを理由に、免除としてきた経緯がございます。

しかしながら、制度導入から15年が経過し、議員御指摘のように、職員間の負担の公平性の観点から、改めて教職員からの使用料徴収について検討を進めてきたところであり、他自治体の徴収事例も増えている現状を踏まえ、本市としても、その必要性について認識を新たにしたところでもあります。

今後につきましては、県で給与を負担している教職員から、行政財産を駐車場として使用する場合の使用料について、徴収することとして、関係機関と協議してまいります。

代表質問

質問者：日本共産党水戸市議団 中庭 次男

答弁者：市長

1 市長の政治姿勢について**(1) 物価高騰から市民の暮らしを守る市政を。****ア 学校給食の無償化について**

質問内容：学校給食について

担当課：学校保健給食課

【質問要旨】

物価の高騰で家計も暮らしも大変になっている。今回、国の臨時交付金を活用するが値下げにはならない。学校給食費の負担は重く、子どもが2人いれば、年間でおよそ10万円となる。県内では神栖市、城里町、大子町などが学校給食費を無償化しているが、本市においても、無償化を実施する考えはないのか。

【答弁要旨】 市長答弁

日本共産党水戸市議団を代表されましての中庭議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、「物価高騰から市民の暮らしを守る市政を。」のうち、学校給食の無償化についてお答えいたします。

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供するとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養うなど、食育推進のための生きた教材として重要な役割を担っております。

学校給食に係る費用負担につきましては、学校給食法の規定により、光熱水費や食材料費の実費分は、保護者が負担することとなっておりますが、本市では、保護者の負担軽減を図るため、食材料費のみを御負担いただいているところです。

本市の学校給食費につきましては、平成17年度の改定以降、食材料費の値上がりや消費税の引き上げなどにより、大変厳しい状況が続く中、保護者の経済的負担の増加を考慮し、17年間据え置いてまいりました。

その間、米飯の調達方法の見直しや食材料の共同購入を進めるなど、調達方法や献立作成の工夫などにより、質を落とすことなく栄養バランスのとれた学校給食の提供に努めてまいりましたが、食材料費の値上がりが相次ぎ、学校給食の運営は一段と厳しい状況となっております。

そのような中、私は、「学校給食費の値上げは行わない」という強い決意のもと、本年度当初予算において、新たに「子育て応援学校給食支援事業」として、5,000万円の予算を措置し、食材料費の一部を市が負担するとともに、「学校給食における地場農産物の活用促進事業」につきましても、昨年度予算から1,500万円を増額した6,000万円を農林水産業費に計上し、合わせて1億1千万円を投入することにより、給食費を据え置きながら魅力ある学校給食を提供することといたしました。

しかしながら、本年度に入り、パンや生鮮野菜は、当初見込みに対して約8%の増、食用油は、約18%の増となるなど、食材料費全体の価格上昇が続いており、今後も、さらなる高騰が見込まれるとの報道もございます。

このような中、私は、今般の物価高騰分についても保護者に転嫁することなく、公費で負担することとし、食材料費の当初予算の約10%に相当する、1億円の補正予算案を本議会に提案させていただいたところです。

なお、本市において学校給食費の無償化を実施するに当たっては、年間約10億円という多額の財政負担が新たに生じるところであります。

しかしながら、私は、子ども子育て支援を、政策の最重要課題として位置付けており、さらに力強く、積極的な施策展開を図ってまいりたいと考えております。

そこで、すでに、先ほどの代表質問でお答えしましたとおり、保護者の経済的負担の軽減と、相談・支援の充実を2つの柱とする水戸市独自の「子ども・子育て支援パッケージ」の中で、学校給食費のあり方についても検討してまいります。

今後とも、保護者の経済的負担の軽減に努めながら、安全安心な学校給食の提供を通して、子育てしやすい環境の創出と児童生徒の健全育成を図ってまいります。

代表質問

質問者：フォーラム水戸 飯田 正美

答弁者：教育長

3 新型コロナウイルス感染症対策について**(3) 学校の臨時休業等におけるオンライン授業について**

質問内容：オンライン授業について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

昨年度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、2度の臨時休業を実施し、感染防止対策を講じてきたが、今年度においても、未だ感染症の収束が見込めない中、一部の学校においては、学級閉鎖を実施している。整備した児童生徒1人1台端末を活用した、昨年度及び今年度の臨時休業や学級閉鎖等におけるオンライン授業の実施状況について伺いたい。

【答弁要旨】 教育長答弁

飯田議員の新型コロナウイルス感染症対策についての代表質問のうち、学校の臨時休業等におけるオンライン授業についてお答えいたします。

昨年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、2度の臨時休業を実施し、全ての小中学校において、児童生徒がタブレット端末を持ち帰り、オンライン授業を行ってまいりました。

双方向型のオンライン授業においては、教員と児童生徒が互いの顔を見ながら対話することで、通常の対面の授業に近い形で学習を進めることができ、安心感が生まれるという効果もありました。

低学年の児童においては、端末を十分に操作できないことが想定されたため、オンライン授業とともにプリント学習を併用するなど、学習内容を工夫して実施してまいりました。

家庭学習においても、デジタルドリルを活用することで、教員は学校にいながら児童生徒の家庭での学習状況を確認することができるため、その定着状況をふまえ、登校できた際の補充学習につなげてまいりました。

また、不登校だった児童生徒が、オンライン授業に参加した例もあり、通常の対面授業にはないオンライン授業ならではの効果もございました。

一方、教員のICT活用スキルにつきましては、昨年8月からの臨時休業時においては、オンライン授業を実施するための十分な知識や経験がなく、不安を抱えた教員もおりましたが、総合教育研究所による研修の実施や、ICT支援員を派遣しての校内研修及び授業支援、教員同士が互いに学び合うことを通して、一定のスキルを身に付けることができ、1月からの臨時休業時においては円滑にオンライン授業を実施することができました。

今年度におきましては、児童生徒の感染状況は減少傾向にございますが、一部の学校においては、学級閉鎖を実施しており、その際には、子どもたちの学習保障のため、オンライン授業を行っております。

また、コロナ禍において、入学式や授業参観、運動会の学校行事などにおける子どもの様子をインターネットで配信するなど、ICTの活用を広げ、各学校が工夫を凝らしながら教育活動を行っております。

今後におきましても、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の拡大や災害等の発生に伴う緊急時のほか、不登校児童生徒への支援として、1人1台端末を活用したオンライン授業を実施し、誰一人取り残すことなく、子どもたちの学びの保障に向け、取り組んでまいります。

一般質問

質問者：立憲みと 萩谷 慎一

答弁者：教育部長

1 水戸城跡周辺の環境整備と三階櫓再建の是非について

- (1) 二の丸角櫓への水戸駅北口側からのアプローチについて
- (2) 三階櫓再建に関する可能性調査の実施について

質問内容：水戸城周辺の環境整備について

担当課：歴史文化財課

【質問要旨】

二の丸角櫓は駅近であるのに、遠回りしないとたどり着けない。角櫓への近道として、法面の下から土堀に向かってスロープやエレベーターを設置してほしいという市民の声をいただいているが、市の見解を伺いたい。

二の丸角櫓のアプローチ通路は三階櫓跡に近く、水戸城の魅力を高める可能性を感じる。三階櫓再建の可能性を検討するための調査を第7次総合計画に位置付けてはどうかと思うが、市の見解を伺いたい。

【答弁要旨】

萩谷議員の一般質問のうち、水戸城跡周辺の環境整備と三階櫓再建の是非についてお答えいたします。

はじめに、二の丸角櫓への水戸駅北口側からのアプローチについてですが、水戸城大手門及び二の丸角櫓の復元整備事業は、三の丸地区の皆様の熱意を受け継ぎながら、平成26年度に策定した「弘道館・水戸城跡周辺地区の歴史まちづくり基本構想」に基づき、実施したものでございます。

基本構想では、「水戸の顔にふさわしい 天下の魁の精神を受け継ぐ歴史・文化交流拠点の形成」を基本理念に掲げ、大手門と二の丸角櫓を復元するだけではなく、水戸学の道とあわせた整備により、地区全体の回遊を促すという趣旨のもと、施策を位置付けております。

そのため、大手門と二の丸角櫓は、水戸学の道の整備と有機的に連携させた形で整備し、回遊時間が約1時間30分の光圀ルートと、約2時間30分の慶喜ルートの、計2本の回遊ルートによって見学できるよう設定いたしました。このルートを回遊することで、地区全体の歴史的資源を一体的に体感いただくことにつながるものと考えております。

また、城郭は外敵からの攻撃を防ぐという性格上、城郭内に入るにあたっては、大手門などの城門から入る構造となっております。土塁を登って城郭内に入るような史実に基づかない通路整備は、来場者に間違った歴史認識を与えかねないことから、全国的にそうした整備は行われておりません。

本物の歴史景観をできる限り創出するという、本市の歴史まちづくりの趣旨を御理解いただき、地区全体を回遊しながら、歴史的な景観を十分に楽しんでいただきたいと考えております。

次に、三階櫓再建に関する可能性調査の実施についてですが、水戸城歴史的建造物の復元事業は、昨年6月の二の丸角櫓のオープンをもって完了したところであり、事業の中心をハード事業からソフト事業へ移行し、当面は現状の復元建造物の利活用に注力してまいりたいと考えております。

整備前は弘道館でストップしていた観光客の多くが、大手門をくぐり、二の丸展示館、二の丸角櫓、薬医門まで足を延ばすなど、地区内の人の流れは大きく変化しており、水戸城歴史的建造

物の持つ魅力は非常に高いものと考えております。

そのため、本市といたしましては、こうした水戸城の魅力をさらに高めるため、大手門2階の特別公開や水戸城歴史ツアー、講演会等の実施により、多くの皆様に歴史や建造物のすばらしさを感じていただいているところでございます。

今後とも、観光・産業・教育等あらゆる分野において、水戸ならではの歴史を感じることができる魅力ある取組を推進してまいります。

3 県庁周辺地区の計画的まちづくりと南部図書館の整備について

(3) 計画的なまちづくりの核としての南部図書館の整備について

質問内容：図書館について

担当課：中央図書館

【質問要旨】

図書館は、まちづくりの核となることが期待できるので、適地の選定をしていく際に、県庁周辺地区の計画的なまちづくりも視野に検討してみたいかがか。

【答弁要旨】

次に、県庁周辺地区の計画的なまちづくりの核としての南部図書館の整備についてお答えいたします。

本市の図書館サービスにつきましては、第6次総合計画及び第3次図書館基本計画に基づき、市内を六つのサービス圏に分け、中央図書館をはじめとする6館体制のもと、利用者のニーズに応じた事業の展開や各地域の特徴、近隣施設の状況などを踏まえながら、館ごとに特色ある運営を行っております。

議員御質問の県庁周辺地区につきましては、現在、東部図書館のサービス圏と位置付けており、季節に応じたイベントの開催や周辺の学校との連携、隣接する公園の自然を生かした事業の実施など、地域住民の利用促進に努めております。

しかしながら、このエリアは、千波地区をはじめ、吉田地区、笠原地区、浜田地区など、人口が集積する地区が多く、さらには、笠原地区など、南部地区を中心として、今後もさらなる人口増加が見込まれております。

そのため、各サービス圏における利用者の状況や地域住民の意向などを調査し、地域の実情を踏まえながら、今後とも高まる図書館ニーズへの対応のため、次期総合計画及び第4次図書館基本計画の策定を進めていく中で、南部地区への新たな図書館整備のあり方についても、検討を進めてまいります。

今後とも、自ら学び、考えるために必要となる資料や情報を提供する生涯学習の拠点として、その役割が果たせるよう、幅広い市民各層の利用促進に努めるとともに、利用満足度の高い魅力ある図書館づくりを目指してまいります。

一般質問

質問者：立憲みと 滑川 友理

答弁者：教育部長

2 小・中学校体育館について

(1) 小・中学校体育館へのエアコン設置について

- ア 現在の体育館へのエアコン設置状況について
- イ 今後の改修等に合わせたエアコン設置について
- ウ 補助事業を活用できるよう、県や政府への交渉について

(2) 小・中学校体育館の避難所としての機能強化について

- イ エアコン設置に向け、教育予算だけでなく避難所整備として予算を獲得できないか。

質問内容：学校体育館について

担当課：学校施設課

【質問要旨】

校舎についてはエアコン設置が進んでいるが、災害時の避難所として利用される体育館へのエアコン設置状況を伺いたい。

既存の体育館については長寿命化改良事業により改修を行っているが、エアコン設置については、どのような手法で行っていくのか伺いたい。

体育館のような広い空間にエアコンを設置するには多額の工事費や電気代等の維持管理費が必要になってくるが、予算の確保はどのように考えているか。

【答弁要旨】

滑川議員の一般質問のうち、小・中学校体育館についてお答えいたします。

市立学校における空調設備につきましては、近年の記録的な猛暑への対応や熱中症対策など、児童、生徒及び教職員の体調管理に配慮した学校の環境づくりが重要であると認識しており、平成30年度までに児童、生徒が1日の大半を過ごす普通教室及び特別教室への空調設備の整備を完了いたしました。

一方、体育館については未設置であることから、学校の希望に応じて大型扇風機を設置するとともに、小まめな休憩や適切な水分補給についての指導を徹底するなど、暑さ対策に努めているところでございます。

体育館につきましては、児童、生徒が体育の授業や部活動で使用するほか、災害発生時において避難所としても利用される施設であり、空調設備の必要性については認識しております。

しかしながら、体育館へ空調設備を整備するためには、効率的な冷暖房を行うために必要となる施設の断熱性能の確保や電気容量の増設、ランニングコストを考慮した効果的な空調設備の運用のためのルールづくり等、様々な課題がございます。

また、整備に一定の時間を要するため、工事期間や整備手法、既に導入している普通教室及び特別教室の空調設備の更新時期との調整等についても検討する必要がございます。

体育館の空調設備には様々な整備手法があり、本市におきましても、県内外の空調設備設置事例を参考にするとともに、リースなどの手法も含めた導入方法の検討を行っているところでございます。

一方で、体育館の空調設備の整備を実施していくためには、補助事業の活用や予算の確保は重要であることから、全国都市教育長協議会等を通じて、文部科学省に対して補助制度の拡充について要望を行うとともに、防災・減災に関する交付税措置のある有利な地方債制度等の活用も検

討してまいりたいと考えております。

今後におきましては、体育館の空調設備に関する様々な課題について、関係部署とも協議を重ねながら調査研究を進め、よりよい教育環境の創出に努めてまいります。

一般質問

質問者：公明党水戸市議会 黒木 勇

答弁者：教育部長

1 AEDを使用した一次救命処置について**(1) 学校における危機管理対応マニュアルの作成，教員研修の充実，中学生以上の保健体育の授業にAEDの使用を含む心肺蘇生法の実習導入について**

質問内容：AEDについて

担当課：教育研究課

【質問要旨】

本市においては、学校屋外AED整備事業が完了し、すべての学校の屋内外にAEDが設置されている。児童生徒の生命にかかわる重大事故の発生を未然に防ぐために、研修や訓練を通して、教職員の危機管理に関する意識や資質の向上が必要だと考えるが、本市の学校における危機管理対応マニュアルの作成，教員研修の充実，中学生以上の保健体育の授業にAEDの使用を含む心肺蘇生法の実習導入について伺いたい。

【答弁要旨】

黒木議員のAEDを使用した一次救命処置に関する一般質問のうち、学校における対応についてお答えいたします。

文部科学省は、「学校事故対応に関する指針」において、学校の危機管理の目的は、児童生徒や教職員の生命や心身等の安全を確保することにあるとしております。本市におきましては、この指針に基づき、教職員の危機管理のための研修，児童生徒に対する安全教育の充実，各種マニュアルの策定・見直し等に取り組み，学校における事故を未然に防止するとともに，事故が発生した際に適切な対応ができるよう努めているところです。

また，本市では，学校における事件，事故，災害等あらゆる場面を想定した危機管理マニュアルを平成25年に策定しておりますが，AEDの使い方や応急手当の方法についても，図を用いて，わかりやすく示しております。各学校においては，この危機管理マニュアルを実態に応じて内容を見直し，活用しているところです。

次に，教員研修についてですが，本市では，「学校屋外AED整備事業」が令和2年度に完了し，すべての学校の屋内外にAEDが設置されております。突発的に起こる事故に備え，設置されたAEDを正しく使用できるよう，本市主催の普通救命講習会を，毎年100名を超える教職員を対象に，計画的に行っております。

また，各学校においては，市の講習会を受講した教職員が講師となるなど，AEDの使い方を含めた校内研修を各学校の学校安全計画等に位置づけて実施しております。学校によっては，万一の際に躊躇なく迅速に対応できるよう，病院の医師による，より専門的なAED研修を実施した事例もございます。

次に，中学生以上の保健体育の授業においてAEDの使用を含む心肺蘇生法の実習導入についてですが，中学校学習指導要領では保健体育科において，心肺停止の応急手当として，胸骨圧迫，AEDの使用などの心肺蘇生法を取り上げ，実習を通して応急手当ができるようにすることが位置づけられております。

本市においても，保健体育科教員や養護教諭が中心となり，実習を含めた授業を行っております。学校によっては病院等の御協力をいただき，心肺蘇生訓練用人形等を用いて，より実態に即した授業を行っているところもございます。

また、小学生につきましても、AEDの機能の理解、設置場所の確認、重大事故発生時には近くの大人に知らせることなど、発達段階に応じた指導を保健の授業において実施しております。さらに、本市救急課と連携し、6年生に対し、心肺蘇生やAEDの使い方などの講習を行い、ジュニア救命士として認定をしております。

今後につきましては、来年度、本市において「日本AED財団・School部会フォーラム」が開催され、学校における救命教育の授業公開や御質問にありました「ASUKAモデル」関係者を含むパネリストによるシンポジウムが予定されていることから、これを契機に、これまでの取組もしっかりと行いながら、学校安全管理の推進に努めてまいります。

一般質問

質問者：フォーラム水戸 佐藤 昭雄

答弁者：教育部長

1 教育行政について**(1) 通学路の安全確保について****ア 水戸市通学路交通安全プログラムに基づく本市の現況と課題について**

質問内容：通学路について

担当課：学校保健給食課

【質問要旨】

水戸市通学路交通安全プログラムに基づく、通学路の危険箇所の把握とその解消に向けた対策に関する現況と課題について伺いたい。

また、地域の細やかな情報を吸い上げるため、水戸市通学路安全対策推進会議に、水戸市住みよいまちづくり推進協議会や地区会などからの委員を加えることについて、進捗状況を伺いたい。

【答弁要旨】

佐藤議員の教育行政についての一般質問のうち、通学路の安全確保についてお答えいたします。

はじめに、水戸市通学路交通安全プログラムに基づく本市の現況と課題についてですが、本市では、毎年度当初に全ての小中学校において保護者や地域と連携し、通学路の現況調査を実施するとともに、国、県の道路管理者や警察などの関係機関、本市の関係各課が一堂に会し、通学路を歩いて点検する通学路合同点検などを通じて、危険箇所を把握しております。

これらの調査等の結果により、明らかになった危険箇所につきましては、関係機関と本市の関係各課で構成する水戸市通学路安全対策推進会議において、信号機の新設や路側帯のカラー化などハード面での対策のほか、交通規制などソフト面での対策を検討し、危険箇所の解消に向けて、計画的に、また、他市における事故事例等を踏まえ、集中的に対策を講じているところでございます。

昨年度の実績としましては、243箇所の危険箇所を把握し、昨年度中に103箇所で対策を完了いたしました。その他、66箇所で対策が進行中であり、74箇所で引き続き対策を検討しております。

本年度につきましては、現在、各学校において通学路の現況調査を実施しており、結果がまとまり次第、関係機関とも情報共有を図り、対策を実施してまいります。

通学路の安全対策における課題としましては、道路の拡幅や歩道の新設などの対策は、時間を要する点がございます。

また、通学路の車両通行禁止時間帯の設定や速度規制強化を実施するためには、警察と協議を行うとともに、地域の皆様の御理解を得なければならない点もございます。

そのため、対策に時間を要する箇所につきましては、継続して検討するとともに、路側帯のカラー化など必要な対策を可能なものから速やかに実施するほか、地域の皆様の立哨などの御協力をいただきながら、児童生徒の安全確保を図っております。

このように、通学路の安全対策は、関係機関との連携に加え、地域の皆様の御理解と御協力が必要であるため、水戸市住みよいまちづくり推進協議会と協議し、本年度から水戸市通学路安全対策推進会議に、地域の代表の方にも委員として御参加いただき、地域の皆様が把握している見

児童生徒の登下校時の様子や危険箇所等について、情報共有してまいりたいと考えております。

今後とも、関係機関との連携を強化するとともに、地域の皆様の御理解と御協力をいただきながら、必要な対策を速やかに進め、通学路のさらなる安全確保に努めてまいります。

イ 児童への交通安全指導強化について

質問内容：交通安全指導について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

水戸市通学路交通安全プログラムにおいて、通学路の安全確保に向けた取組を行っているが、学校では児童に対して通学路の危険箇所をどのように周知し指導を行っているのか、また、交通安全指導についてどのような取組をおこなっているのか伺いたい。

【答弁要旨】

次に、児童への交通安全指導強化についてお答えいたします。

子どもたちが、交通事故に遭わないようにするためには、子どもたち自身が、交通ルールについての知識を身に付け、安全を確保するために適切に行動できる力を育むことが重要であると認識しております。

そのため、各小学校におきましては、入学後まもない小学1年生も含め、全ての学年を対象に、校庭や体育館に交差点のモデルを設置するなど、具体的な場面を設定して「春の交通安全教室」などを実施しております。

警察や本市の交通安全指導員の指導により、信号機の見方や横断歩道の渡り方などを学び、道路の正しい歩き方について、実際に体験することや、交通安全に関する動画を活用することで、基本的な交通ルールやマナーを身に付け、交通安全意識の高揚を図っております。

授業においては、学級活動の時間等において、県作成の「通学安全リーダーハンドブック」等を活用し、注意を要する場面の絵や写真を示しながら、目に見えている危険ばかりではなく、目に見えない危険を予測するトレーニングを行い、危険予測・回避能力を育む教育を行っております。

また、学校が通学路の危険箇所を把握した場合には、その都度、児童生徒、家庭、地域へ周知し、改善されるまで通学路を一時変更するなど安全確保に努めております。さらに、学期に1回程度、登校班を地区ごとに集め、通学路における危険箇所について情報を共有するとともに、改めて交通ルールの確認等を行っております。

学校によっては、児童会、生徒会活動の中で子どもたちが通学路安全マップを作成し、危険箇所をわかりやすく地図上にシールや写真等で示し、昇降口付近等に掲示している事例もございます。

今後とも、児童が交通安全について自ら考え、主体的な行動につながるよう安全教育の充実に努めてまいります。

(2) 遠距離通学児童に対する支援について

質問内容：遠距離通学児童について

担当課：学校管理課

【質問要旨】

市立小学校において、遠距離のため、バスを利用して通学している児童もおり、保護者の経済的な負担が生じていることから、保護者の負担軽減を図る必要があると考えている。

そこで、市立小学校において、バスを利用して通学している児童数を伺いたい。

また、水戸市独自に基準を設けて遠距離通学児童に対する支援を行うべきと考えるが、見解を

伺いたい。

【答弁要旨】

次に、遠距離通学児童に対する支援についてお答えいたします。

学校への通学距離につきましては、国の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」において、小学校でおおむね4キロメートル以内、中学校でおおむね6キロメートル以内とされており、この通学距離を超える場合は、遠距離通学として取り扱われております。

学校の統廃合により、通学区域が広域となることが遠距離通学の一つの要因となっており、本市におきましては、平成23年4月に、山根小学校を双葉台小学校に統合したことに伴い、スクールバスを運行し、旧山根小学校区の児童16名が利用しております。

また、本市の市立小学校において、路線バスを利用して通学している児童数につきましては、学区外から通学している児童を含め、昨年度は、約300名であり、そのうち、4キロメートルを超える通学距離の児童は、約60名となっております。

議員御提案の遠距離通学児童に対する支援につきましては、本市では、経済的な理由により、就学が困難な児童の保護者に対し、子どもが等しく学びの機会を得ることが出来るよう、就学援助制度により、通学費の実費を支給しているところでございます。

県内の他市町村におきましては、学校の統廃合等により遠距離通学児童に対し、通学定期代等を補助している事例もございますが、本市においては、遠距離通学にも関わらず、路線バスがないために、徒歩で通学している児童もいることなどから、整理しなければならない課題もあるため、十分に検討してまいりたいと考えております。

今後につきましても、すべての子どもが、家庭の経済状況に左右されることなく義務教育を円滑に受けることができるよう、通学費の支給も含めた就学援助制度の充実を図ってまいります。

一般質問

質問者：公明党水戸市議会 森 正慶

答弁者：教育部長

1 教育行政について**(1) 文字・活字文化の振興策について****ア 市立図書館、学校図書館の利便性向上について**

質問内容：図書館について

担当課：中央図書館

【質問要旨】

文教都市水戸として、「文字・活字文化」の普及・啓発に向け、市立図書館と学校図書館のさらなる利便性向上を目指していくべきと考えるが見解を伺いたい。

【答弁要旨】

森議員の教育行政についての一般質問のうち、文字・活字文化の振興策についてお答えいたします。

はじめに、市立図書館、学校図書館の利便性向上についてですが、本市の図書館行政につきましては、現在、第3次図書館基本計画に基づき、「地域の知の拠点として、学びを支え、暮らしに役立つ、市民との協働による魅力ある図書館」を目指す姿として、市民一人一人の生涯にわたる学びを支える図書館づくりなど、五つの基本方針のもと、実効性のある施策を位置付け、市立図書館全館において事業の推進に努めているところでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、読書離れ、活字離れが社会的な問題となり、特に、子どもの時期からの読書の習慣付けは、本市におきましても重要な課題であると認識しております。

そのため、平成28年度から、司書資格を有する専門職員が、小・中学校を巡回しながら、学校図書館内の図書配置改善や蔵書管理システムを活用した貸出など、運営面へのアドバイスといった図書館の充実に向けた取組を行っており、これにより、学校図書館の利便性向上とともに、子どもたちの利用が増加したとの評価をいただいております。

また、市立図書館におきましても、授業で必要とする資料の貸出しやボランティア体験の受入など、近隣の学校との連携を図るとともに、指定管理者制度の導入による開館時間の拡大や電子図書館の開設、絵本や子育てに関する本の紹介や託児サービスを行う子育て支援サービスの実施など、幅広い市民各層のニーズに応えられるよう努めております。

一昨年から続くコロナ禍の影響により、臨時休館や開館時間の短縮、施設の利用制限など、感染拡大防止策の実施による利用者数の低迷が続いておりましたが、最近の感染状況等を踏まえ、図書館を利用する方々からは、コロナ禍におけるサービス拡大に向けた運営改善の声が寄せられております。

そのため、基本的な感染症対策を十分に講じながら、館内閲覧席の増設や学習スペースのさらなる確保を図るなど、利便性向上に向けた取組を進めてまいります。

今後とも、子どもたちの興味や関心、さらには学習活動に即した図書を整備するとともに、市民の皆様が生涯にわたり、自ら学び、考えるために必要とする資料や情報を提供する生涯学習の拠点として、魅力ある図書館づくりを目指してまいります。

イ N I E教育の推進について

質問内容：N I E教育について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

N I Eとは、Newspaper in Education (ニューズペーパー・イン・エデュケーション) の略で、「教育に新聞を」という意味となり、学校等で新聞を教材にした取組が全国で展開されていると聞く。

膨大な情報が行き交うインターネット社会で、正しい情報を取捨選択する力、情報を読み取り活用する力、地域・社会の中で課題を見つけ、解決のために行動する力を育むためにも、本市の学校においてN I E教育を推進していくべきだと考えるが、見解を伺いたい。

【答弁要旨】

次に、N I E教育の推進についてお答えいたします。

N I Eとは、Newspaper in Education (ニューズペーパー・イン・エデュケーション) の略称で、一般社団法人全国新聞協会が、教育における新聞の活用を目的として推進している取組でございます。

学校における新聞の活用につきましては、学習指導要領において、情報活用能力の育成を図るために、「各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること」とされ、それぞれの教科においても、新聞を調査資料等として活用することが示されております。

新聞を活用した授業については、子どもたちが社会に目を向け考えるきっかけとなることや、多様な文章や資料を読み解く力を身に付けることができると考えており、本市といたしましても、新聞を活用した様々な教育活動に取り組んでおります。

具体的には、国語科の授業において、新聞記事をテーマとして様々な立場に分かれて討論活動を行ったり、社会科の授業では、見学したことや、インタビューしたことをもとにオリジナル新聞作りを行うなど、各教科において新聞を取り入れた活動を行っております。また、朝の会では、興味をもった新聞記事から自分の考えを発表するなど、教科以外の活動においても活用を図っております。

本市のN I E教育の取組についてですが、新聞社と連携して講師を招き、新聞の読み方や記事の書き方を学ぶ出前授業の取組のほか、N I Eの実践指定校として授業公開を行い、研究実践を県全体に発信した学校もございます。

このような取組により、新聞の内容から感じ取ったことを話し合い、自分の意見を文章にする活動なども取り入れることで、表現力の向上にもつながっております。昨年度の全国学力・学習状況調査の国語においては、本市の小学6年生、中学3年生とも記述式問題の平均正答率が、全国や県の平均を上回っております。

今後におきましては、新聞を活用した教育を推進するため、N I E教育の先進事例を研修会で取り上げるとともに、学校への新聞の配備をさらに進めながら、必要な情報を選択し読み解く力や、自ら課題を発見し解決する力など、これからの社会を生き抜く子どもたちに必要な力の育成に努めてまいります。

(2) 通学路の安全対策について

ア 児童、生徒の登下校時における見守り体制強化と、通学路への防犯カメラ設置について

質問内容：通学路について

担当課：生涯学習課

【質問要旨】

市内の児童を狙った犯行予告や不審者の情報が相次いでいることから、地域全体で見守り体制を強化していくべきと考えるが、今後の展望を伺いたい。(防犯カメラについては、市民協働部)

【答弁要旨】

次に、通学路の安全対策についてお答えいたします。

児童、生徒の登下校時の見守り体制の強化についてでございますが、市内小学生に対する誘拐等の犯行予告や、不審者の出現が頻発する状況にあり、登下校時における児童、生徒の安全の確保は、子どもたちの学びや成長を支える上で大変重要であると認識しております。

本市におきましては、すべての市立小中学校等において、児童、生徒の登下校時の見守り等を行うスクールガードへの登録を推進しており、昨年度末時点で約6,000人の方々に御登録いただいているところです。

また、児童、生徒の緊急避難所である「こどもの安全守る家」につきましては、各地区の青少年育成会と連携し、2,000を超える民家や事業所に御登録いただくなど、地域の方々やPTAを中心に、児童、生徒が安心して学校に通うことができる体制づくりを推進しているところでございます。

各小学校におきましては、学校運営協議会で子どもたちの登下校時の安全について協議を行うなど、スクールガードや自治会を中心とした地域の方々による登下校時の児童の見守り活動が積極的に行われ、地域ぐるみで自主的に御協力をいただいているところもでございます。

さらに、本年度からは、双葉台地区をモデルケースとして、地域の方々の参画を得て、地域と学校が連携・協働しながら子どもたちの学びや成長を支える地域学校協働活動を実施しております。最初の取組として、地域の方々にも参加していただく「あいさつ運動」の実施を予定しております。毎月、小中学校で実施する「あいさつ運動」に合わせ、地域の方々も自宅の前で登校する児童生徒とあいさつを交わすものですが、それにより、子どもたちと地域の方々との触れ合いが生まれるとともに、登校する児童生徒の見守りにもつながるものと考えております。

今後におきましては、子どもたちが地域の方々に見守られ、安心して学校に通うことができるよう、地域学校協働活動などの取組を活用し、地域の方々とともに登下校時のさらなる安全確保が図られるよう努めてまいります。

一般質問

質問者：共産党水戸市議団 土田 記代美

答弁者：教育部長

2 教育行政について**(1) 水泳教育について**

質問内容：水泳授業について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

降水によるプール学習の延期や水の冷たさなどを自校プールを活用して、指導していくことも水泳学習の意義の一つであると考えているが、室内温水プールにおいて、どのように指導していくか伺いたい。

【答弁要旨】

土田議員の一般質問のうち、教育行政についてお答えいたします。

はじめに、水泳教育についてですが、本市では、学習指導要領を踏まえ、水遊び、水泳運動等により水に親しみその楽しさや喜びを味わい、また命を守るための知識や技能の習得を目的として水泳授業を実施しているところでございます。

しかしながら、例年、6月中旬から7月にかけての梅雨の時期に実施していることから、天候や気候の影響を受け、計画した時間数を下回ることがございました。

そのため、昨年度、梅が丘小学校において、試行的に学校外の屋内プールを活用して水泳授業を行ったところ、子どもたちからは、「屋内プールなので風もなく寒くない」、「温水なのでずっと入っていただける」など、天候に左右されることなく授業が実施できることへの喜びの声が届きました。また、保護者からは、「これまでプールを嫌がっていたが、積極的に参加するようになった」、「よりよい環境になってありがたい」などの反響がございました。

このように、気候や天候に左右されない屋内プールを活用することで、年間を通して、計画的に水泳授業が実施できるとともに、室温や水温が一定に管理されているため、児童への体調面への影響も少なくなり、水泳学習への興味関心が高まり、より意欲的に取り組む児童が増えるものと考えております。

また、教員が授業を行う際に、補助的な役割を担う外部人材を活用することで、さらなる児童の安全の確保や技術の向上を図ってまいりたいと考えております。

なお、学校外プール施設までの移動時間は、授業の一環として、水泳学習の事前指導や振り返り指導を行うなど、時間を有効に使ってまいります。

今後におきましては、小学校の水泳授業について、学校外プール施設を効果的に活用することで、より一層の水泳授業の充実が図られるものと考えております。

(2) 学校プール廃止方針の見直しについて**ア 学校外プール施設との使用日の日程調整について****イ 使用しない学校プールの維持管理について**

質問内容：学校プールについて

担当課：学校施設課

【質問要旨】

1 施設に複数校が使用することとなっており、複雑な日程調整が必要なのではないかと考えるが、教職員の負担について伺いたい。

学校外プール施設を活用する学校の今後のプール施設の維持管理について伺いたい。

【答弁要旨】

次に、学校プール廃止方針の見直しについてお答えいたします。

初めに、学校外プール施設との日程調整につきましては、教育委員会が、使用する施設ごとに、水泳授業に必要な日数を年間で確保する調整を行い、実施時期に偏りが生じないように、各校の使用日を設定しております。

一方、学校が行う調整は、教育委員会が設定した年間スケジュールに基づき、割り当てられた日時に水泳授業を行う学年、学級を当てはめる作業のみとなります。

このため、各校が直接、使用する施設と日程調整を行うことはありませんので、教職員の負担の増加につながることはないと認識しております。

また、自校プール使用の場合は、天候等の影響による水泳授業の中止により、日程変更の調整が必要となりますが、学校外の屋内プール施設を使用することにより、年間計画に沿った水泳授業が実施できるため、計画変更等に伴う日程調整の負担は軽減されると考えております。

次に、使用しない学校プールの維持管理についてお答えします。

使用しない学校プール施設については、各学校の課題に応じて解体計画を検討し、将来的には学校敷地の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

解体するまでの間につきましては、プール施設の衛生環境の悪化を予防するため、プールサイドの除草等の軽易な維持管理は、引き続き必要となりますが、プール槽については、水を抜くこととし、安全に配慮するとともに衛生環境を確保してまいります。

今後につきましても、教育委員会において各学校外プール施設と十分に調整を行い、各学校が円滑に水泳授業を実施できるよう努めるとともに、使用しない学校プール施設について、適切に管理してまいります。

一般質問

質問者：自由民主党水戸 小泉 康二

答弁者：教育部長

6 教育行政について**(1) 本市小中学校における「チームとしての学校」の考え方について**

質問内容：チームとしての学校について

担当課：学校管理課
教育研究課
生涯学習課**【質問要旨】**

現在、国では、多様な専門スタッフを学校に配置し、教職員とともに連携して教育活動に取り組む「チームとしての学校」の取組を進めている。

そこで、「チームとしての学校」を実現し、子ども達により良い教育を行っていくため、教員以外の専門スタッフの参画や地域との連携体制の整備等について、本市としてどのように行っているのか伺いたい。

【答弁要旨】

小泉議員の一般質問のうち、教育行政についてお答えいたします。

はじめに、本市小中学校における「チームとしての学校」の考え方についてですが、近年、グローバル化や情報化が急速に進展し、社会が大きく変化し続ける中で、子どもを取り巻く環境も変化し、学校の抱える課題も複雑化、困難化しております。

そのような課題に対応していくため、平成27年に、中央教育審議会の答申において、「チームとしての学校」という考え方が示され、その中で、心理や福祉等の専門家や地域人材等の多様な専門スタッフと学校が連携・協働し、チームとして教育活動に取り組みながら、子どもたちに必要な資質・能力を育むような体制整備を求めています。

本市におきましても、「チームとしての学校」の実現に向け、「教員以外の専門スタッフの参画」及び「地域との連携体制の整備」の2つの観点から、積極的に取り組んでいるところでございます。

1つ目の「教員以外の専門スタッフの参画」といたしましては、個別の配慮が必要な子どもへの支援として、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを派遣し、不安や悩みを抱える子どもたちに寄り添い、安心して学校生活を送れるよう支援しております。

また、教員の日常的なICT活用の支援を目的として、ICT支援員を派遣し、授業支援や校内研修支援等を行うとともに、学校図書館に支援員を派遣し、児童生徒の読書活動の推進を図っております。中学校の部活動におきましては、技術指導や大会への引率等を行う部活動指導員を配置し、子どもたちの更なる意欲向上に努めているところでございます。

さらに、昨年度から、学校が気軽に、直接弁護士と相談できる学校弁護士相談事業を実施し、学校の様々な問題について、早期解決を図ることで、学校の負担軽減に努めているところです。

2つ目の「地域との連携体制の整備」につきましては、本市では、平成31年4月から、学校と地域が協働していく仕組みとして、全校で学校運営協議会制度を導入し、連携体制の強化に努めております。学校運営協議会で子どもたちの登下校時の安全について協議を行い、通学路の見守りを地域の方々が行うことで、教員は授業の準備に専念することができたといった取組も報告

されております。

また、本年度から、双葉台地区をモデルケースとして、地域と学校が連携・協働しながら子どもたちの学びや成長を支える地域学校協働活動を開始したところでございます。

今後につきましても、校長のリーダーシップの下、教員と多様な専門スタッフがチームとして、それぞれの学校の課題について解決できる体制を整備するとともに、教員以外の多様な価値観や経験をを持った大人たちが関わり、子どもたちがより厚みのある経験を積むことで、これからの時代に求められる資質や能力を育ててまいりたいと考えております。

(2) 国田義務教育学校の成果や課題、総合計画の2か年実施計画にある飯富小学校・中学校の老朽化に伴う一体的整備の検討について。現在の進捗と今後の施設整備（ハード面・ソフト面）の考え方について。

質問内容：国田義務教育学校の成果と飯富小学校・中学校の一体的整備について

担当課：学校施設課
教育研究課

【質問要旨】

本市では、国田義務教育学校がスタートして7年目となるが、その成果と課題を伺いたい。

また、飯富小学校・中学校の一体的な整備の検討については、国田義務教育学校の成果等を踏まえるとともに、地域コミュニティの核としての性格等を考慮しながら、ハード・ソフト両面からより良い整備をしていく必要があると考える。

現在の進捗と今後の方向性について伺いたい。

【答弁要旨】

次に、国田義務教育学校の成果や課題、飯富小学校・中学校の老朽化に伴う一体的整備の検討について、現在の進捗と今後の施設整備の考え方についてお答えいたします。

国田義務教育学校は、平成7年に県内初の施設一体型の小中学校として設立された特色を生かし、発達段階に応じた取組を効果的に行ってまいりました。学校教育法の改正により、義務教育学校が制度化された平成28年度には、全国で最初の義務教育学校としてスタートし、今年で7年目を迎えております。

国田義務教育学校における成果と課題についてですが、成果といたしましては、9年間を見通した系統的な指導による「学力の向上」と「中一ギャップの解消」が挙げられます。

学力の向上におきましては、前期課程から中学校のような教科担任制を導入し、教科の専門性を生かした指導の充実を図るとともに、カリキュラムを柔軟に編成し、学年間での指導内容の入替えを効果的に行うなどの取組をとおして、児童生徒の学力の向上につなげており、昨年度の全国学力学習状況調査の結果は、すべての教科で全国及び県平均を大幅に上回っております。

また、児童生徒の心身の発達段階に応じた指導をするために、学年のまとまりを1年生から4年生までの4学年、5年生から8年生までの4学年、9年生1学年の4・4・1制とし、例えば、小学校は45分授業ですが、5年生から中学校のような50分授業を段階的に取り入れたり、6年生の夏休みから部活動の体験入部を行っております。それにより、後期課程に進級する際に、新しい環境での学習や生活に不応を起さず、いわゆる「中一ギャップ」の解消につなげており、不登校となる生徒も少なくなっております。

課題としましては、義務教育学校の教員は、小学校と中学校の両方の免許を取得していることが原則とされており、教員配置に配慮する必要があることが挙げられます。

義務教育学校は、9年間一貫した学習指導、生徒指導が行えることが大きな利点であり、県内

においても、毎年、学校数が増加しております。特に、国田義務教育学校のような小規模校においては、9学年の子どもたちの交流や、きめ細かい教科指導などにおいて、その特色を生かせるものと考えております。

次に、飯富小学校・中学校の老朽化に伴う一体整備の検討についてお答えいたします。

飯富小学校・中学校につきましては、大半の建物が建設後40年以上経過していることから、早急な老朽化対策が必要であると認識しております。

そのため、第6次総合計画2か年実施計画において、飯富小学校・中学校の一体整備の検討が位置付けられており、本年度は、その整備の方針を決定することとしております。

施設整備の検討の進捗状況についてですが、整備に当たっては、本市の教育目標や教育理念、飯富小学校・中学校の小中一貫教育の取組などを踏まえ、今後の学校のあり方等を、十分に考慮する必要があると考えており、現在、教育委員会として、横断的に検討しているところでございます。

また、昨年12月から、基本構想委託として、教育活動や児童生徒の動線等、効果的で効率的な建物の配置や教室配置などについて、小中一体型の施設整備も含め、技術的な検討を行っております。

今後におきましては、地域の方々の交流の場や避難所となるなど地域コミュニティの核としての学校の性格や、国田義務教育学校の成果等も踏まえながら、学校のあり方など、ソフト面についても十分に考慮し、児童生徒の教育の場、生活の場として、よりよい学校となるよう、飯富小学校・中学校の本年度中の整備方針決定を目指してまいります。

一般質問

質問者：誠和会 松本 勝久

答弁者：教育部長

2 教職員の駐車場について

(1) 学校教職員が各小中学校に無料で駐車しており、特別扱いと思うが、その考えを伺いたい。

質問内容：学校施設の利活用について

担当課：学校施設課

【質問要旨】

同じ学校に勤務していても、市の職員や会計年度任用職員は駐車場使用料を徴収しているが、県で給与を負担している教職員は、駐車場使用料を免除するといった特別扱いがされており、公平性の観点からすると問題ではないかと考える。

財源確保の観点からも、こうした状況にどう対応していくのか伺いたい。

【答弁要旨】

松本議員の一般質問のうち、教職員の駐車場使用料についてお答えいたします。

本市では、平成18年度から、職員等が通勤のために行政財産を駐車場として使用する場合、水戸市行政財産使用料徴収条例に基づき、車両1台あたり月額2,000円を徴収しております。

一方、県で給与を負担している教職員が、行政財産を駐車場として使用する場合の使用料につきましては、茨城県の自家用車の公務利用に関する取扱要項に基づき、個人所有車両について公用車指定がなされていることを理由に、免除としてきた経緯がございます。

しかしながら、制度導入から15年が経過し、議員御指摘のように、職員間の負担の公平性の観点から、改めて教職員からの使用料徴収について検討を進めてきたところであり、他自治体の徴収事例も増えている現状を踏まえ、本市としても、その必要性について認識を新たにしたところでございます。

今後につきましては、県で給与を負担している教職員から、行政財産を駐車場として使用する場合の使用料について、徴収することとして、関係機関と協議してまいります。

その他（1）

夏休み子どもミュージアム

「いのちのかたち 彫刻家・木内克のまなざし」の開催について

1 概 要

木内克(きのうちよし) (1892－1977)は、水戸市出身の大正期から昭和期にかけて活躍した、日本を代表する彫刻家のひとりです。力強さと柔らかさを併せ持った独特の作風で、人体や猫などをモチーフとした作品を数多く制作しました。

木内克の作品は、モデルの捉え方はやや大まかですが、肉体の芯と質感がしっかりと表現され、内なる生命の力がみなぎるような空気感を持っています。モデルを写し取ることに終始せず、自由に、生命そのものを表現しようとした強い意志を感じ取ることができ、独特の造形美には不思議と温もりと親しみやすさも感じられます。

本展は、子どもたちに、郷土の芸術家である木内克の生涯を紹介するとともに、テラコッタ、ブロンズ、デッサンなど幅広いジャンルの作品を展示し、木内克独自の表現と自由な視点をご覧ください。

2 会 期

令和4年7月23日（土）～8月28日（日）

※月曜日休館

3 会 場

水戸市立博物館（水戸市大町3-3-20）

4 主な展示資料

木内克「立」（ブロンズ）

「裸婦像」（ろう型ブロンズ）

「猫」（テラコッタ） など

5 入 場 料

無料

6 主な関連行事

○ ワークショップ

「わくわく金属彫刻 ～小さいけど重い!!」

講 師 北沢 努氏（彫刻家）

日 時 令和4年7月31日（日）13：30～及び8月7日（日）10：00～の2日間

会 場 水戸市立中央図書館視聴覚室

※その他イベントの詳細は、別添チラシ参照。

《企画展》夏休み子どもミュージアム

いのちのかたち

彫刻家・木内克きのうちのまなざしよし

生きている。その瞬間を掴つかまえる。



令和4年
7月23日(土)ー8月28日(日)

水戸市立博物館 4階・3階展示室

開館時間 9:30~16:45 休館日 月曜日

主催 水戸市立博物館 入場料 無料

おことわり 新型コロナウイルスの感染状況等により、予告なく入館者数の制限や催事内容の中止または変更をする場合があります。

お願い 入館時にはマスクの着用、検温、手指の消毒をお願いします。

「裸婦像」
ろう型ブロンズ
昭和46(1971)年

水戸市立博物館

〒310-0062 茨城県水戸市大町3-3-20
Tel.029-226-6521



「自刻像(生活)」 テラコッタ
昭和43(1968)年

きのうちよし
木内克(1892~1977)は、今から130年前、明治時代の水戸で生まれました。彫刻家として大正から昭和の時代にかけて活躍し、日本を代表する作家となりました。

木内克の作品は、人体や猫などの姿が、親しみやすい独特の形によって、生き生きと表現されています。木内克は、形を写すだけではなく、生命そのものを表そうとしていました。もこもこ、ごつごつ、のびのび、みっしり…作品を見て、みなさんは、どのようなことを感じるでしょうか。

本展は、当館所蔵の木内克の作品を、テラコッタ(粘土の素焼き)やブロンズを中心に幅広く展示し、子どもも大人も感性をくすぐられるような作品を、数多くご覧いただけます。今年の夏は、水戸市立博物館で木内克の世界をたっぷりとお楽しみください。

彫刻家・木内克のまなざし

《企画展》
夏休み子どもミュージアム



「人魚」 ブロンズ
昭和48(1973)年



「足をあげる女」 ブロンズ
昭和35(1960)年



「猫」 テラコッタ
昭和40(1965)年

チラシ掲載の作品は全て
水戸市立博物館所蔵です

《関連行事》[申込み](#) Tel.029-226-6521

1 わくわく金属彫刻 ~小さいけど重い!!

小さな金属彫刻の
作品を作ってみよう!



※2日間参加いただける方

7月31日(日) 13:30~(かたちづくり)
8月7日(日) 10:00~(金属流し込み) 2日間

【3階視聴覚室】

20名(小学生とその保護者) / 参加費:1人 200円

講師:北沢 努氏(彫刻家)

[電話申込み](#) 7月13日(水) 9:00~(定員になり次第締切)

2 風船たまご作り

小さな風船に色紙を貼って、
カラフルなたまごを作ろう!



※未就学児は保護者同伴

8月3日(水)・20日(土)・24日(水)・28日(日)
各日 11:00~12:00 / 14:00~15:00

【3階視聴覚室】

午前20名・午後20名 / 参加費:無料

[電話申込み](#) 7月20日(水) 9:00~(定員になり次第締切)



交通案内

- JR・バス** ▶JR水戸駅から大工町方面行きバスで南町3丁目下車、常陸太田方面へ徒歩10分
- クルマ** ▶常陸自動車道水戸インターまたは那珂インターより水戸方面へ20分
▶常陸自動車道水戸北スマートインターより水戸方面へ10分
- 駐車場** ▶約20台(無料・中央図書館と共用)
満車の場合は周辺駐車場(有料)をご利用ください

水戸市立博物館

〒310-0062 茨城県水戸市大町3-3-20
Tel.029-226-6521

みとしはく

検索

